

令和5年度 障害福祉サービス等に関する事業所説明会

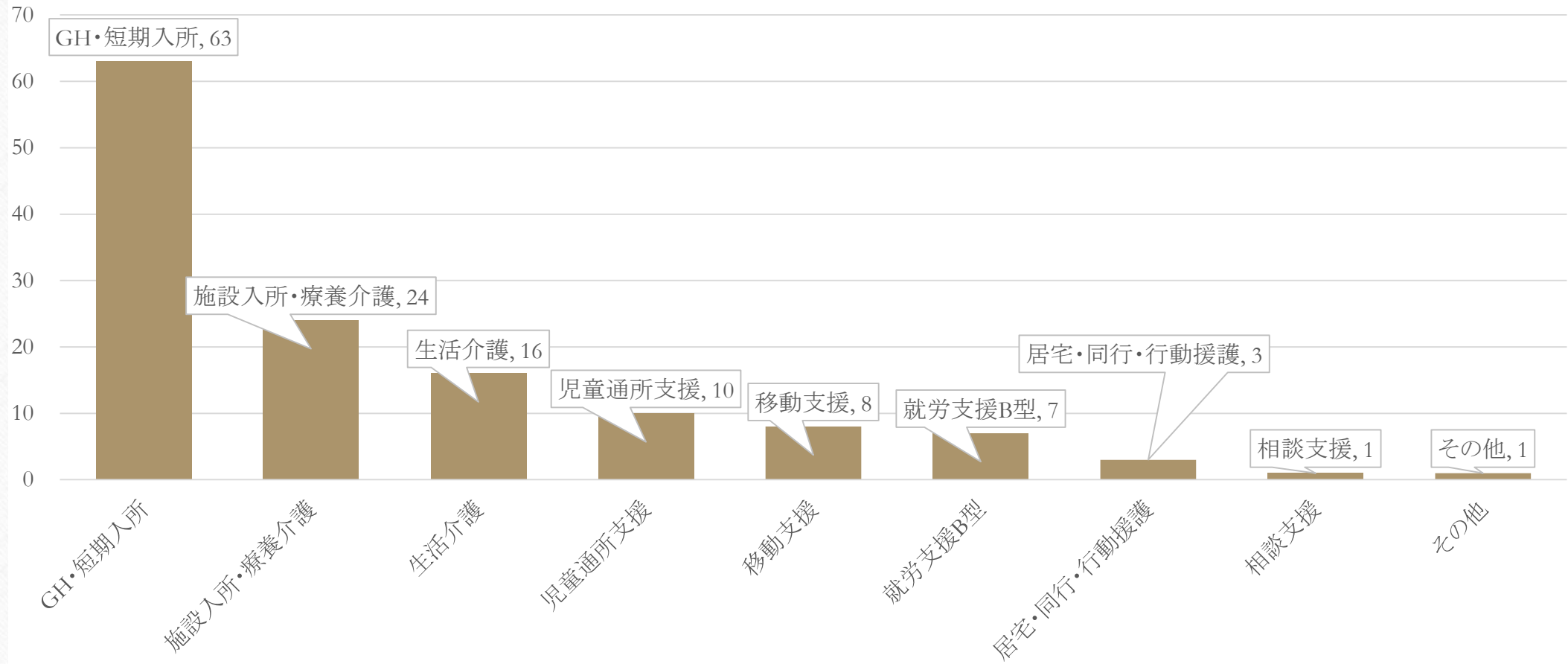
---

# 令和5年度 事故報告について

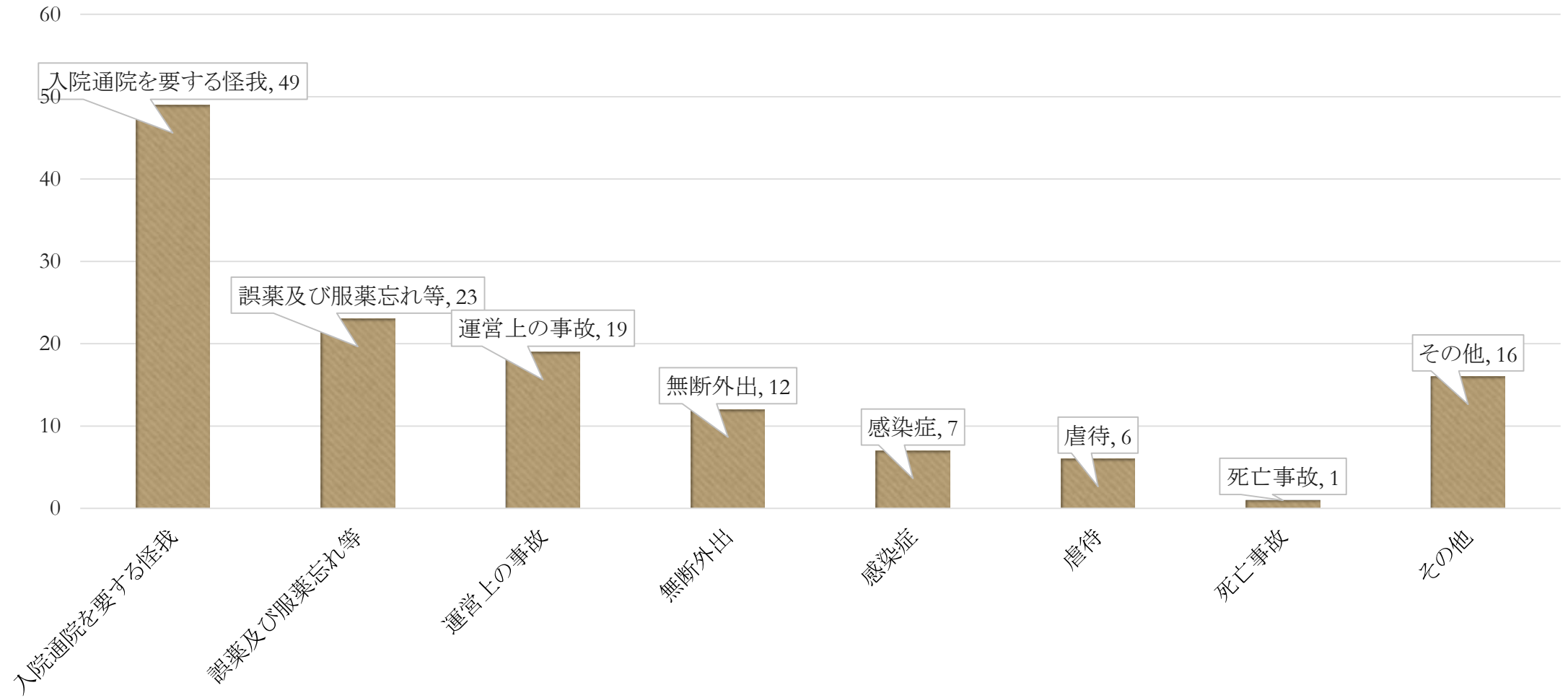
障害者施策課指導担当

# 令和5年度事故報告内訳件数(令和6年2月末現在)

## 事業所の種類



# 事故の状況



今年度、大変  
残念なことに

# 死亡事故が起きました。

- 今回の死亡事故は、事業所の大きな過失はありませんでしたが、3点問題点が見受けられました。

- ①行政機関への報告の遅れ。報告されたのが、他機関から連絡が入り、そこから依頼し、報告までに10日以上かかってしまった。
- ②報告時に事業所内での検証・振り返りがされていなかった。
- ③実地指導で同一法人の別事業所で確認していたことが実践できていなかった。(事故マニュアル等)

# 事故の報告について

各施設・事業所において、杉並区で支給決定をした 利用者の事故等が発生した場合には事業所の所在の都道府県と合わせて、杉並区にも事故報告の提出をいただいています。

事故報告を出すことは事業所としてマイナスなイメージがあるかと思いますが、出さないことは義務違反になります。

また、報告することにより、事業所内での見直しや関係者間の確認にも繋がり、重大事故や苦情にならない対応にも繋がります。

事故かな？ヒヤリハットかな？と思った時には、指導担当へ連絡をお願いします。

# 事故報告の流れについて

報告対象事故は、以下の通りになります。  
※事故報告は、必ず行ってください。

報告先は、対象の方の  
受給決定をしている自  
治体と東京都になりま  
す。

- ① 死亡事故(誤嚥によるもの等)
- ② 入院を要した事故(持病による入院等は除く)
- ③ (②以外の)医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
- ④ 薬の誤与薬(その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告)
- ⑤ 無断外出(警察・消防等の他の機関が関わったもの)
- ⑥ 感染症の発生
- ⑦ 事件性のあるもの(職員による暴力事件等)
- ⑧ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
- ⑨ 施設運営上の事故の発生(不正会等計処理、送迎中の交通事故、個人情報流出等)
- ⑩ 区市町村に虐待通報をした場合(通報した内容)
- ⑪ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの

## 事故発生

- 事故に対して速やかに対応を行う。
- サビ管等内部で確認。家族等・関係機関に連絡。

事故対応後で大丈夫ですので、まずは、電話でご一報ください。

## 事故報告

- 電話で事故について報告する。(指導担当)
- 事故かヒヤリハットかそれ以外か不明な時も同様。

ここが一番  
大切です！

## 再発防止

- 事業所内で再発防止策を検討する。

## 報告書

- 東京都への事故報告を入力する。
- 杉並区に事故報告書を提出する

## その他

- 報告書の送付時に再発防止策が不十分だった時には、第2報を杉並区へ提出する。
- 必要に応じて、電話・現地確認を行うことがあります。

まずは、ご一報ください。

杉並区 保健福祉部 障害者施策課 指導担当

電話: 5335-7630 (直通)

FAX : 5335-7679

所在地: 〒167-0032

杉並区天沼3丁目19番16号

ウェルファーム杉並3階

E-mail:

[sidou-tantou@city.suginami.lg.jp](mailto:sidou-tantou@city.suginami.lg.jp)

# 薬の誤与薬

①服薬忘れ

②服薬間違い(朝・夕の取り違え 過剰服用 他の利用者との取り違え等)

③落薬

服薬関係の事故は、生活する場でとても多い事故になります。

GHのように服薬時間に複数人体制が取れない事業所ではダブルチェック機能をその場で作ることは難しいです。

ヒューマンエラーも多いですが、まずはやれることから実行して下さい。

下記は、事故を契機に改善の対策として行われた実践です。

## 【改善例】

- 薬局で薬の一包化を依頼。日付入りにしてもらう。さらに服薬ボックスを使用して見える化したことで改善した。
- 服薬時に必ずその前の空き袋を確認し、事故が起きたことをできる限り早く発見できるようにした。



# 施設運営上の事故

- 不正会計処理
- 送迎中の交通事故
- 個人情報流出
- 指定通知等の紛失
- 郵便物の管理ミス
- その他

事業所のミス等で起きた事故は、「施設運営上の事故」になります。

その中で分かりづらいが、事故になる事例を紹介します。

# 食品ロス

- 宅配の食料品の受け取りを忘れ、傷みの疑いがあったため、廃棄した。
- その日の食事内容を変更し、事業所のお金から食材料費を補填した。

➡食材料費は、すべて利用者さんのお金です。

食材料費以外のものに転用することやそのお金で買ったものを廃棄することは事故になります。

費用弁償をすることはもちろんですが、事故としての取り扱いを忘れないようにしてください。

報告忘れのないように、

---

ご相談をお待ちしています。